

令和7年度 東京都中小企業制度融資一覧①

	融資メニュー		融資対象		
	細目	略称			
政策課題対応資金 (H・T・女性活躍・DX・育業等)	DX・イノベ・産業育成支援融資(DX)	DX・イノベ・産業育成支援	DX	「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 DX」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合	
	女性活躍推進融資(女性)	女性活躍推進	女性	(1) 又は(2)に該当する中小企業者又は組合 (1) 「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 女性」に記載の融資対象のいずれかに該当するもの (2) ア及びイに該当するもの ア 常時使用する従業員の数が100人以下のもの イ 厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、一般事業主行動計画及び女性活躍に関する情報(1項目以上)を公表していること。	
	社会課題解決融資(社会課題)	働き方改革支援	働き方	(1) 又は(2)に該当する中小企業者又は組合 (1) 「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 働き方①②」に記載の融資対象のいずれかに該当するもの (2) ア及びイに該当するもの ア 全雇用者給与等支給額が、前事業年度と比べて1.5%以上増加していること。 イ 賃上げを通じた生産性向上や価格転嫁等に取り組むこと。	
				働き方・テレ宣	働き方改革支援の融資対象であって「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 働き方・テレ宣」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合
		ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援	ソーシャル	「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 ソーシャル」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合	
		HTT・ゼロエミッション支援	HTT・ゼロエミ	「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 HTT・ゼロエミ」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合	
		脱炭素化促進支援特別	ゼロエミ・促進	「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 ゼロエミ・促進」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合	
	地域金融機関による脱炭素化支援特別	ゼロエミ・連携	「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 ゼロエミ・連携」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合		
	金融機関提案融資(金融提案)	金融機関提案	金融提案	中小企業が直面する課題や東京都の政策課題の解決に資するため、金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用し、支援する中小企業者又は組合(融資対象、融資条件は取扱金融機関ごとに設定)	
	一般的な事業運営資金	小規模事業融資(小)	小口フリーランス(国の全国統一保証制度)	小口	この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者(2ページの「2定義 小規模企業者」を参照)
小口支援特別			小口・支援	(1) 又は(2)に該当すること (1) 商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受けていること。 (2) 経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けていること。	
クイックつなぎ(小口)(国の全国統一保証制度)			小口つなぎ	(1) から(3)の全てを満たす小規模企業者 (1) この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。 (2) 東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (3) (2)の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。	
一般事業融資(事業)		事業一般・小規模特別	事業・小企	中小企業者又は組合	
				受注対応特別	事業・受注
		経営者保証非提供促進型(事業一般)	経保非提供促進	(国の全国統一保証制度) 国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱(都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む)」に定める要件に該当すること。	
		プロパー借換(経営者保証非提供促進型)(事業一般)	プロパー借保	(国の全国統一保証制度) 国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱(都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む)」に定める要件に該当すること。	
		協調支援型特別保証対応型(事業一般)	プロパー協調	(国の全国統一保証制度) 国の「協調支援型特別保証制度要綱(都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む)」に定める要件に該当すること。	
		クイックつなぎ(事業一般)	事業つなぎ	(1) 及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1) 東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (2) 上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること	
		補助金・助成金つなぎ	助成つなぎ	次の(1)から(5)に該当する補助金・助成金等の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合 (1) 東京都が所管するもの (2) 東京都内の区市町村が所管するもの (3) 国及び独立行政法人・国立研究開発法人が所管するもの (4) 都の関係団体(都の政策連携団体・都の事業協力団体、都が設立した地方独立行政法人)が所管するもの (5) 上記(1)から(3)の機関が他の団体に委託・補助して行うもの	
極度枠設定	極度	(1) 及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1) 引き続き2年以上(売上発生から2年以上)にわたり、原則として同一事業を営んでいること。 (2) ア又はイのいずれかに該当すること。 ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの。 イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあるもの。			
組合向け	組	事業協同組合等			
官公需適格特別	組・官公需	「官公需適格組合」としての証明を受けている組合			
新たな事業展開資金	創業融資(創業)	創業	創業	(1) から(3)のいずれかに該当するもの (1) 事業を営んでいない個人で、東京都内で創業しようとする具体的計画を有するもの (2) 創業した日から5年未満である 中小企業者又は組合 (3) 東京都内で分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	
			創業支援特別	創業・支援	創業の融資対象であって、(1) 又は(2)に該当するもの (1) 産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。 (2) 商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けていること。
		創業経営者保証不要型	創業経保	創業経保	(国の全国統一保証制度) 国の「スタートアップ創出促進保証制度要綱(都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む)」に定める要件に該当すること。
				創業経保支援特別	創業経保・支援
	スタートアップ支援	スタートアップ	(1) 又は(2)に該当する中小企業者又は組合 (1) 「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 スタートアップ」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (2) 次のア及びイに該当すること。 ア 創業した日又は分社化により設立された日から5年未満であること。 イ 創業又は創業経保の利用残高がある(本件と同時に融資実行する場合を含む。)こと。		
	販路開拓融資(販路)	海外展開支援	海外展開	独立行政法人日本貿易振興機構、信金中央金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定し実行する中小企業者	
		ビジネスチャンス・ナビ	ナビ	ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録している中小企業者又は組合	
	設備融資(設備)	設備投資	設備立地	【設備投資(略称:設備投資)】 事業の実施に必要な設備(機械・装置・工具・器具・備品等)の導入、増強、改良、補修等(テレワーク又はDX推進に資する設備並びに、ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。)、又は建物の改修、建替等(耐震化、バリアフリー化を含む。)を行う中小企業者	
		企業立地促進	設備立地	【企業立地促進(略称:立地促進)】 引き続き1年以上(売上発生から1年以上)同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者	
	経営強化融資(強化)	経営強化	強化	【強化認定(略称:強化認定)】 中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合	
強化認定革新特別			強化認定・革新	経営革新計画(中小企業等経営強化法)に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。(経営強化認定(略称:強化認定)の融資対象者のみ利用可能)	
経営力強化保証対応型		都経営力強化	(国の全国統一保証制度) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合		

融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率(年率) 固定:固定金利、変動:変動金利 [*]:責任共有制度対象外となる場合の金利	保証人	物的担保	保証料補助	掲載ページ			
	運転資金	設備資金								
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		固定 1.85%以内~2.35%以内 [*] 固定 1.65%以内~2.15%以内	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	小規模企業者2分の1	12			
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		固定 1.45%以内~1.95%以内 [*] 固定 1.25%以内~1.75%以内					14		
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		固定 1.85%以内~2.35%以内 [*] 固定 1.65%以内~2.15%以内					16		
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		上記利率より0.4%優遇					18		
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		固定 1.85%以内~2.35%以内 [*] 固定 1.65%以内~2.15%以内					19		
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		上記利率より0.6%優遇					22		
2億8,000万円 (4億8,000万円)	金融機関所定		金融機関所定					22		
2,000万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	[*] 固定 2.05%以内~2.65%以内又は変動 上記利率より0.4%優遇					原則として不要	全事業者2分の1	24
300万円 (同)	2年以内	—	[*] 固定 2.05%以内又は変動							26
2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	—							29
1億円 (2億円)	2年以内 (2年以内)	—	—	30						
8,000万円(同) <対象となる保証毎に設定(一般、SN(4号又は5号に限る))> 2億8,000万円 (4億8,000万円) (ただし、経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内)	10年以内 (1年以内)		金融機関所定	徴求不可	—	全事業者0.1%国が補助	31			
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (1年以内)	—	—				33			
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (1年以内又は3年以内)		—	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	全事業者2分の1又は4分の1国が補助	34			
500万円 (同)	2年以内	—	—				35			
1億円 (2億円) 補助金・助成金交付決定額の未交付金額の3分の2以内	10年以内	—	固定 1.85%以内~2.35%以内又は変動 [*] 固定 1.65%以内~2.15%以内又は変動				36			
1億円 (2億円)	2年以内	—	金融機関所定				38			
(2億円) (転貸1組合員3,500万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	固定 2.25%以内~2.85%以内又は変動 [*] 固定 2.05%以内~2.65%以内又は変動 上記より0.1%優遇	信用保証なしの場合必要に応じ有担保	—	—	39			
3,500万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	固定 1.85%以内~2.35%以内又は変動 [*] 固定 1.65%以内~2.15%以内又は変動 上記より0.4%優遇				42			
3,500万円	10年以内 (1年以内又は3年以内)		[*] 固定 1.65%以内~2.15%以内又は変動 上記より0.4%優遇	徴求不可	—	全事業者3分の2	45			
2億8,000万円 (同)	15年以内 (2年以内)	15年以内 (2年以内)	固定 1.85%以内~2.55%以内又は変動 [*] 固定 1.65%以内~2.35%以内又は変動	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	小規模企業者2分の1	47			
2億8,000万円	15年以内 (2年以内)	15年以内 (2年以内)	固定 1.85%以内~2.55%以内又は変動 [*] 固定 1.65%以内~2.15%以内又は変動				49			
1億円 (同)	10年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	固定 1.85%以内~2.35%以内又は変動 [*] 固定 1.65%以内~2.15%以内又は変動				—			
2億8,000万円	15年以内 (2年以内)	15年以内 (2年以内)	固定 1.85%以内~2.55%以内又は変動 [*] 固定 1.65%以内~2.35%以内又は変動				53			
1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)	10年以内 (2年以内)	固定 1.85%以内~2.35%以内又は変動 [*] 固定 1.65%以内~2.15%以内又は変動 上記より0.2%優遇				56			
2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年又は10年以内 (1年以内)	7年又は10年以内 (1年以内)	固定 1.85%以内~2.35%以内				57			
2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年又は10年以内 (1年以内)	7年又は10年以内 (1年以内)	固定 1.85%以内~2.35%以内				58			

令和7年度 東京都中小企業制度融資一覧②

	融資メニュー		融資対象
	細目	略称	
新たな事業展開資金	チャレンジ融資 (チャレンジ)	チャレンジ	「令和7年度東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 チャレンジ」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合
	事業承継融資 (承継)	事業承継	【事業承継一般（略称：承継一般）】 (1) から (4) のいずれかに該当する中小企業者並びに (1) 若しくは (2) のいずれかに該当する組合 (1) 事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。 (2) 事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。 (3) 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。 (4) 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。
			【事業承継経営者保証不要型（略称：承継経保）】(国の全国統一保証制度) (1) 又は (2) に該当し、かつ (3) に該当する中小企業者又は組合 (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有していること。 (2) 国の「事業承継特別保証制度要綱」に定める期間に事業承継日から3年を経過していないこと。 (3) アからエまで全てを満たすこと。 ア 資産超過であること、イ EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること、ウ 法人・個人の分離がなされていること、エ 返済緩和している借入金が無いこと。
			【事業承継個人融資型（略称：承継個人）】 (1) 又は (2) のいずれかに該当するもの (1) 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、「中小企業者の会社要件」及び「代表者個人要件」を満たすこと。 (2) 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人であって、「他の中小企業者の要件」及び「個人要件」を満たすこと。
事業承継支援特例	承継・支援	【事業承継支援特例（略称：承継・支援）】 (1) から (3) のいずれかに該当するもの（ただし、事業承継個人型 (2) は本特例の適用範囲外） (1) 地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会議所からの支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。 (2) 公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。 (3) 一般社団法人東京都信用金庫協会及び一般社団法人東京都信用組合協会が行う「地域金融機関による事業承継促進事業」における事業承継計画策定のための専門家派遣支援を1年以内に受け、その証明を受けていること。	
M&A 促進	M&A	M&A に取り組む中小企業者（売却・買収は問わない。ただし、売却側は、M&A 実施後に残存事業を継続することを前提としている場合のみ融資申込することができる。）	
経営安定融資 (経営)	経営セーフ	経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合（2ページの「2定義 セーフティネット保証」を参照）
	経営一般	経営一般	(1) から (8) までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること。 (2) 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和2年1月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。 (3) 売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと。 (4) 「最近3か月間の売上高営業利益率」が前年同期と比較して、20%以上減少していること。 (5) 金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少していること。 (6) 倒産等企業に事業上の債権を有していること。 (7) 災害により事業活動に影響を受けていること。 (8) 東京都知事が指定するもの。(アスベスト対策)
	経営改善	経営改善	【フェニックス金融支援パッケージ（略称：フェニックス）】(国の全国統一保証制度) 国の「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱（都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む）」に定める要件に該当すること。
借換融資 (借換)	特別借換	特別借換	(1) 及び (2) に該当する中小企業者又は組合 (1) 保証協会の保証付融資を利用していること。 (2) 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。
再生支援融資 (再生)	企業再生	企業再生	【再生法的整理（略称：再生法的整理）】 民事再生手続又は会社更生手続を申し立て、再生計画又は更生計画認可後3年が経過しておらず、かつその計画を完遂していない中小企業者又は組合 【再生私的整理（略称：再生私的整理）】 中小企業活性化協議会などの公的機関の支援を受け、事業再生に取り組む中小企業者又は組合
災害復旧資金融資 (災)	災害復旧	災	東京都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合
危機対応融資 (危機)	危機対応	危機	(1) 又は (2) のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けたこと。 (2) 危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。
事業再構築・業態転換等 支援融資 (事業・業態転換)	事業再構築・業態転換	事業・業態転換	(1) から (3) までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 事業再構築・業態転換事業計画書を策定していること。 (2) 国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けていること。 (3) 東京都の「金融・経営一体型支援事業」の支援を受けていること。
	省エネルギー推進支援特例	省エネ推進支援	省エネルギーを目的とした事業再構築・業態転換に取り組む中小企業者又は組合
エネルギー・ウクライナ情勢・円安等 対応緊急融資 (エネルギー・ウクライナ・円安等)	エネルギー・ウクライナ情勢・円安等 対応緊急融資	エネルギー・ウクライナ・円安等	(1) 及び (2) 又は (3) 及び (4) に該当する中小企業者又は組合 (1) 「借換対象コロナ融資※」の融資残高がある。 (2) 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。 (3) ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。 (4) 次のいずれかに該当するもの ア 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 イ 「最近1か月間の売上高総利益率」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 ウ 「最近1か月間の売上高営業利益率」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 ※ 「借換対象コロナ融資」 令和元年度の危機対応融資（コロナ）、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 令和2年度の危機対応融資（コロナ）、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換（令和3年3月31日までに保証申込受付、令和3年5月31日までに融資実行されているもの）

融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率(年率) 固定：固定金利、変動：変動金利 [*]:責任共有制度対象外となる場合の金利	保証人	物的担保	保証料補助	掲載ページ
	運転資金	設備資金					
1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		固定1.85%以内～2.35%以内又は変動 [*]固定1.65%以内～2.15%以内又は変動			—	61
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		固定1.85%以内～2.35%以内 [*]固定1.65%以内～2.15%以内	必要となる場合がある		全事業者 3分の2	64
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (1年以内)		固定1.85%以内～2.35%以内	徴求不可		全事業者 3分の2 又は 0.2%相当分	67
2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		固定1.85%以内～2.55%以内 [*]固定1.65%以内～2.35%以内		新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	全事業者 3分の2	68
2億8,000万円 (4億8,000万円)	事業承継の各融資対象と同様		上記より0.2%優遇			事業承継の 各融資対象と同様	68
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		固定1.7%以内～2.55%以内 [*]固定1.5%以内～2.35%以内			全事業者 3分の2	69
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		固定1.85%以内～2.35%以内 [*]固定1.65%以内～2.15%以内			小規模企業者 2分の1	72
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (3年以内)		固定1.85%以内～2.55%以内 [*]固定1.65%以内～2.35%以内			全事業者 国補助係の事業者負担の 3分の2相当分を都が補助	73
既往の保証付融資残高 及び事業計画実施 に必要な資金の範囲内 (同)	10年以内 (1年以内)	—	金融機関所定	必要となる場合がある			75
2億円 (同)	10年以内 (1年以内)		金融機関所定	必要に応じ有担保		小規模企業者 2分の1	78
原則として一災害 8,000万円(同) <災害毎に設定>	原則として10年以内 (1年以内) <災害毎に設定>		固定1.85%以内 [*]固定1.65%以内			全事業者 全額	80
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		固定1.85%以内～2.35%以内 [*]固定1.65%以内～2.15%以内			全事業者 2分の1	83
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		固定1.85%以内～2.35%以内 [*]固定1.65%以内～2.15%以内		新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	全事業者3分の2	85
			上記より0.2%優遇				87
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		固定1.85%以内～2.55%以内 [*]固定1.65%以内～2.35%以内			全事業者5分の4 又は3分の2 (小規模企業者は 5分の4又は4分の3)	88
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		固定1.85%以内～2.55%以内 [*]固定1.65%以内～2.35%以内				90